

議案第 5 5 号

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の全部を改正する条例について

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、国の定める基準との整合性を継続的に確保し、国の
基準改正に迅速かつ適切に対応するため、長久手市家庭的保育事業等の設備及
び運営に関する基準を定める条例の全部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長久手市条例第 26 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第 3 条 法第 34 条の 16 第 1 項の規定により条例で定める基準は、省令の定める基準（省令を改正する命令及び省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）をもって、その基準とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 23 条第 3 項及び 第 34 条第 2 項	3 人以下	1 人
第 29 条第 2 項第 2 号、第 31 条第 2 項 第 2 号、第 44 条第 2 項第 2 号及び第 4 7 条第 2 項第 2 号	おおむね 6 人につき 1 人	おおむね 6 人につき 1 人 （満 1 歳以上満 2 歳に満た ない幼児については、おお むね 4 人につき 1 人）
第 43 条第 2 号	1. 65 平方メートル	3. 3 平方メートル

（暴力団の排除措置）

第 4 条 家庭的保育事業者等は、長久手市暴力団排除条例（平成 24 年長久手

市条例第 27 号) 第 5 条第 2 項に規定する暴力団を排除するための措置を講じなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、国の定める基準との整合性を継続的に確保し、国の基準改正に迅速かつ適切に対応するため、長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正するものです。

（背景・目的）国の定める基準との整合性を継続的に確保し、国の基準改正に迅速かつ適切に対応するため、条例を改正するものです。

2 改正の内容

- (1) 第1条に趣旨を規定すること。
- (2) 第2条に定義を規定すること。
- (3) 第3条に設備及び運営に関する基準を規定すること。
- (4) 第4条に暴力団の排除措置を規定すること。
- (5) 第5条に委任を規定すること。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。